

小金井市国民健康保険データヘルス事業業務委託（単価契約）仕様書（案）

1 目的

小金井市（以下、「委託者」という。）が受託事業者（以下、「受託者」という。）に提供するレセプトデータ及び特定健診検査データを基に、精度が高いレセプト等データベースを作成し、医療費等分析、後発医薬品差額通知、医療機関受診勧奨通知、治療中断者受診勧奨通知、健診未受診者受診勧奨通知、糖尿病性腎症重症化予防の効果測定、糖尿病性腎症重症化予防指導、及び重複受診者等適正受診指導を一括したサービス（以下「本サービス」という。）で行う業務を委託することにより、小金井市国民健康保険における被保険者の健康増進と医療費の適正化を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで

3 提供するデータ

委託者は受託者へ「インターフェース仕様書」に定めるデータを提供するものとする。

- ① 医科及び、DPC、調剤のレセ電コード情報ファイル
(令和6年1月診療分～令和6年12月診療分)
- ② 被保険者データ
- ③ 特定健診検査データ（令和5年度～令和6年度受診者分）
- ④ 外字フォントファイル
- ⑤ 通知除外対象者リスト（※任意）

4 委託内容

委託内容の詳細は、「精度が高いレセプト等データベースの作成」、「医療費等分析」、「後発医薬品差額通知」、「医療機関受診勧奨通知」、「治療中断者受診勧奨通知」、「健診未受診者受診勧奨通知」、「糖尿病性腎症重要化予防の効果測定」、「糖尿病性腎症重症化予防指導」及び「重複受診者等適正受診指導」のとおりとする。

5 契約代金の支払い

契約代金の支払いは毎月払いとし、実施項目ごとの契約単価と実施件数から算定した金額の合計額とする。ただし、受託者の希望により、支払い方法を業務完了後一括払いとすることも可能とする。

6 個人情報の取扱い

本業務に使用するデータはパスワードを設定した上で、セキュリティ便又はそれと同等なセキュリティ体制が取れる方法により受け渡しすること。なお、受託者は、「個人情報保護に関する特記仕様書」を遵守すること。

7 その他

- (1) 受託者は、「3 提供するデータ」(過年度分も含む。)を活用し、個人情報の保護に関する法律((平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。))に基づき、特定の個人を識別できないように、かつ個人情報を復元できないよう加工し、個人情報保護法第43条第1項で規定する匿名加工情報(以下「匿名加工情報」という。)とする業務も受託し、匿名加工情報を委託者に納品するものとする。
- (2) 委託者は、受託者に対して、匿名加工情報を提供し、本事業の普及促進に向けたサービス開発又は、健康維持・増進を図るためのサービスの質の向上を目的として、匿名加工情報の利用(第三者提供含む。)を認めるものとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、委託者受託者双方協議のうえ、別途定める。
- (4) 契約解除又は契約期間の終了に伴い、委託業務を引き継ぐ必要がある場合は、次の受託業者が業務の遂行を円滑かつ確実に行えるように、引継ぎを誠実に行うとともに、必要に応じて、前事業者からの引継ぎを受けること。なお、引継ぎは委託業務の一部であり、受託者の負担において実施すること。

「インターフェース仕様書」

1 医科及び、DPC、調剤のレセ電コード情報ファイル(CSVデータ)

厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、以下の3種類のファイルとする(歯科は対象外とする)。

- ① 医科・・・「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ② DPC・・・「22_RECODEINFO_DPC.CSV」
- ③ 調剤・・・「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

※医科レセプトについては、入院・入院外とする。

2 被保険者データ(CSVデータ)

国保総合システム 被保険者異動報告データ(※全件受領)

- ① KD_IF020.csv 被保険者異動データ・世帯情報
- ② KD_IF021.csv 被保険者異動データ・個人情報

3 特定健診検査データ (CSV データ)

- ① FKAC131 特定健診受診者 CSV ファイル
- ② FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出 (健診結果情報) CSV ファイル
- ③ FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出 (その他の結果情報) CSV ファイル

4 外字フォントファイル (EUDC.TTE ファイル)

被保険者への後発医薬品促進通知書の宛名に外字対応を希望する場合は、外字フォントファイル (ファイル名は「EUDC.TTE」) を提供する。

5 通知除外対象者リスト (CSV データ ※任意)

被保険者への後発医薬品促進通知書の送付除外者を指定する場合は、通知除外対象者リストを提供する。項目及びインターフェイスは委託者受託者双方協議のうえ、別途定める。

「精度が高いレセプト等データベースの作成」の詳細

1 対象データ

レセプト等データベースの作成は、医科・DPC・調剤レセプト及び特定健診データを対象とする。ただし、委託者より提供した被保険者データに含まれない被保険者は除く。なお、本市1か月のレセプト件数は、概ね 32,000 件程度である。よって対象レセプトデータ予定件数の内訳は以下のとおりである。

令和6年度中取得分 (令和6年1月診療分から令和6年12月診療分) 384,000 件

2 対象データの期間と提供予定時期

令和6年1月診療分から令和6年12月診療分のレセプトデータ：診療月の翌々月提供予定

3 精度が高いレセプト等データベースの作成

分析用データベースは、原則、次のア～エに示す条件で、医科・DPC・調剤レセプトのデータ及び特定健診検査データを基とした作成とするが、委託者受託者双方の協議により決定する。

- ア レセプトに記載された傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を突合可能なデータベースを構築すること。
- イ レセプトに記載されている未コード化傷病名を可能な限りコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とすること。
- ウ 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、診療行為等は最新情報を使用すること。
- エ 作成した分析用データベース及び特定健診等データを用いて委託内容の業務を実施すること。

「医療費等分析」の詳細

1 目的

本業務は、小金井市国民健康保険における被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、特定健診の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、医療費分析結果報告書を作成する。

2 分析対象データ

医科、調剤、DPCのレセ電コード情報ファイル（CSVファイル）は、令和5年4月診療分から令和6年3月診療分とし、特定健診データについては令和5年度受診者分とする。

3 業務内容

委託者は受託者に「インターフェース仕様書」に定めるデータを提供する。これらのデータを用いて、「精度が高いレセプト等データベースの作成」で構築したレセプト等データベースで医療費分析を行うこと。

(1) 分析内容

「精度が高いレセプト等データベースの作成」で構築したレセプト等データベースを用いて、医療費の全体像及び医療費の負担額が大きい疾患や将来的に医療費の負担が増大すると予測される疾患を明確にすること。分析は下記項目とする。

① 基礎統計

レセプト件数、医療費、患者数、患者一人当たりの医療費、被保険者一人当たりの医療費、レセプト一件当たりの医療費等を記載すること。

② 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析すること。

③ 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（123分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にすること。

④ 人工透析患者および糖尿病患者に関する分析

人工透析患者については、血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。

⑤ 健診異常値放置者に関する分析

健診を受診しているが異常値があり、その異常があった検査値に対し、レセプトから関連のある治療や検査がない者を特定すること。

⑥ 後発医薬品普及率と切り替えポテンシャル

分析対象期間の月ごとの普及率を金額ベースおよび数量ベースで算出すること。また、分析対象期間の処方状況から、後発医薬品へ切り替え可能な金額・数量を算出すること。

⑦ その他、委託者受託者双方の協議により決定した、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図るうえで有効な分析とする。

(2) 成果品の納品

① 報告書（A4版、印刷製本したもの）：5部

② 報告書（Word形式又はExcel形式）及び調査の過程で得られた統計資料等（Excel形式）で格納した電子媒体：1部

4 委託業務に係る予定日

令和6年5月初旬：委託者から受託者へのデータ提供

令和6年9月上旬：レセプト等データ化及び現状分析完了

令和6年9月下旬：成果品の納品

「後発医薬品差額通知」の詳細

1 目的

生活習慣病等により長期間服用する先発医薬品を安価な後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額通知書を送ることにより、対象者の自己負担額の軽減及び、医療給付の適正化を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

2 内容

(1) 後発医薬品差額通知書作成

令和5年12月診療分～令和6年11月診療分の医科及び調剤のレセプトデータから、後発医薬品差額通知書を作成する。

(2) 通知回数

後発医薬品差額通知書の通知回数は、毎月1回通知を行うこととするが、発送時期等については、別途協議するものとする。

(3) 差額通知書の選定対象及び送付頻度

差額通知書は、原則として次に掲げる基準により医薬品、送付対象者及び送付頻度を決定し、1か月あたり1,200通程度の差額通知書を送付する。

- ① 100円以上の削減効果が得られると見込まれる者。ただし、送付件数が予定件数と大きく相違する等の場合は、委託者受託者双方の協議により決定した金額以上の削減効果が得られると見込まれる者
- ② 後発医薬品の率が100%未満の者
- ③ 一度送付した者へは4か月は送付しない。ただし、5か月目に未だ後発医薬品に切り替えが進まず、上記①の条件を満たしている者
- ④ 行動変容を促しやすいように、削減効果の大きい者から順次送付する。
- ⑤ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第67条の「政令で定めるがんその他特殊疾病に使用される医薬品」及び精神疾患等に使用する医薬品に関する通知は行わない。
- ⑥ 通知しても薬剤費の削減効果の見込まれない薬剤については、受託者の基準にて被保険者への通知から削除することができるものとする。
- ⑦ 先発医薬品と剤形や規格単位が一致するもの。
- ⑧ 安定供給体制が整備されている後発医薬品を選定すること。
- ⑨ 委託者より提供する通知除外者データに基づき、除外対象者へは通知書を送らないこと。

3 差額通知書の作成、発送

- (1) 差額通知書は、原則、宛名一体のA4両面1枚以上でカラー刷りとし、郵送用封筒は宛名が見える窓空封筒とすること。
- (2) 被保険者単位の封入をし、被保険者へ郵送すること。
- (3) 本契約に郵送料を含む。

4 サポートデスクの設置

被保険者から寄せられる後発医薬品に関する問い合わせに、薬剤師を含む専門スタッフによる電話対応を行う。問合せが集中しても十分対応できる体制をとること。ただし、以下の範囲とする。

- (1) 対象者は被保険者のみで、それ以外の医師、薬剤師などからの問合せについては対応しないものとする。
- (2) 問合せ時に、差額通知書あるいは被保険者のデータなど個人情報を閲覧しないものとする。
- (3) 治療行為に影響を及ぼすなどの内容を含めて、受託者が判断すべきでない内容については回答しないものとする。
- (4) 問合せ対応は、原則、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの土日祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとするが、状況に応じて委託者受託者双方の協議により決定する。

5 納品物

後発医薬品利用による削減効果額の算定根拠として、以下の帳票を令和6年4月から令和7年3月の期間で計12回納品する。ただし、⑥通知実績については通知月ごとに実績報告書を提出する。

- ① 削減効果額算出結果
- ② 個人別削減効果額算出書
- ③ 先発医薬品薬価比算出書
- ④ 後発医薬品普及率（金額・数量ベース）
- ⑤ 削減効果対象の人数・後発品率
- ⑥ 通知実績

「医療機関受診勧奨通知」の詳細

1 目的

生活習慣病や健診値に異常値があるにも関わらず、治療を放置している対象者へ通知書による受診勧奨を行う。早期に医療機関への受診を促すことにより対象者の重症化を防ぐことを目的とする。

2 対象レセプトデータの期間

令和5年4月診療分～令和6年3月診療分

3 業務内容

(1) 医療機関受診勧奨対象者リストの作成

40歳以上の被保険者データと「精度が高いレセプト等データベースの作成」で構築したレセプト等データベースを突合及び分析し、被保険者を個人毎に特定健診受診の有無、健診異常値の有無、生活習慣病レセプトの有無等から判断し、特定健診を受診しており、異常値が認められる患者で、生活習慣病に対する医療機関の受診がない対象者リストを作成する。

(2) 医療機関受診勧奨通知書の作成・発送

通知書の作成条件は、下記ア～オのとおりとする。

ア (1)のリスト作成において、対象者へ医療機関受診勧奨通知書（封書）を送付する。医療機関受診勧奨通知書は、原則、A4版両面1枚フルカラー印刷とすること。

イ 通知書発送件数は200通を上限とするが、通知対象者については、(1)での分析結果を基に委託者と協議し、対象者を決定すること。

ウ 通知回数は契約期間に1回とし、通知時期は委託者受託者双方の協議により決定する。

エ 医療機関受診勧奨通知書は医療機関への受診を促すものとし、通知内容は対象者の特定健診の検査値を含むものとする。

オ 医療機関受診勧奨通知書は被保険者単位に作成すること。

カ 受託者は医療機関受診勧奨通知書を対象者に郵送する。

キ 本契約に郵送料を含む。

(3) 効果分析

受診勧奨後、レセプトデータ分析を行い、勧奨対象者の生活習慣病関連での医療機関への受診の有無を集計し、事業評価報告を行う。

「治療中断者受診勧奨通知」の詳細

1 目的

生活習慣病の治療を行っていたにも関わらず、現在、治療を中断している者に対し、医療機関への受診を促し、重症化を防ぐことを目的とする。

2 内容

(1) 治療中断者受診勧奨対象者リストの作成

40歳以上の被保険者データと「精度が高いレセプト等データベースの作成」で構築したレセプト等データベースを突合及び分析し、かつて生活習慣病で治療を行っていたにも関わらず、現在、生活習慣に対する医療機関への受診がない対象者リストを作成する。

(2) 治療中断者受診勧奨通知書の作成・発送

通知書の作成条件は、下記ア～オのとおりとする。

ア (1)のリスト作成において、対象者へ治療中断者受診勧奨通知書（封書）を送付する。治療中断者受診勧奨通知書は、原則、A4版両面1枚フルカラー印刷とすること。

イ 通知発送件数は200通を上限とするが、通知対象者については、(1)での分析の結果を基に委託者と協議し、対象者を決定すること。

ウ 通知回数は契約期間に1回とし、通知時期は委託者受託者双方の協議により決定する。

エ 治療中断者受診勧奨通知書は医療機関への受診を促すものとする。

オ 治療中断者受診勧奨通知書は被保険者単位に作成すること。

カ 受託者は治療中断者受診勧奨通知書を対象者に郵送する。

キ 本契約に郵送料を含む。

(3) 効果分析

受診勧奨後、レセプトデータ分析を行い、勧奨対象者の生活習慣病関連での医療機関への受診の有無を集計し、事業評価報告を行う。

「健診未受診者受診勧奨通知」の詳細

1 目的

特定健康診査の受診率の低い若い世代に向け、健康年齢等を活用した受診勧奨通知を行い、健康状態をわかりやすく可視化することで健診受診を促すことを目的とする。

2 内容

(1) 健診未受診者受診勧奨対象者リストの作成

令和6年度特定健康診査対象者と「精度が高いレセプト等データベースの作成」で構築したレセプト等データベースを突合及び分析し、対象者リストを作成する。

(2) 受診勧奨通知書及び受診後結果通知書の作成・発送

各通知書の作成条件は、下記ア～オのとおりとする。

- ア (1)のリスト作成において、対象者へ受診勧奨通知書（圧着はがき）を送付する。また、受診勧奨通知対象者で、令和6年度に特定健診を受診した者へは、次年度に向けた受診後結果通知書（圧着はがき）を送付する。各通知書とも、特定健診の結果を基にした健康年齢等を算出・記載し、フルカラー印刷とすること。
- イ 通知発送件数は各通知書それぞれ3,000通を上限とするが、通知対象者については、(1)での分析の結果を基に委託者と協議し、対象者を決定すること。
- ウ 各通知書とも通知回数は契約期間に1回とし、通知時期は委託者受託者双方の協議により決定する。
- エ 各通知書とも特定健診の受診を促すものとし、通知内容は対象者の特定健診の検査値を含むものとする。
- オ 各通知書とも被保険者単位に作成すること。
- カ 各通知書とも受託者から対象者に郵送する。
- キ 本契約に郵送料を含む。

「糖尿病性腎症重症化予防の効果測定」の詳細

1 効果分析

- (1) 対象者の客観的な検査値の推移、対象者本人による自己管理やQOL（生活の質）に関する自己評価、指導を行った保健師・看護師・管理栄養士の指導記録したものを事業報告書等として、委託者は受託者へ情報提供する。
- (2) 指導期間中に血液検査を行い、「収縮期血圧、拡張期血圧、血清クレアチニン、eGFR、HbA1c、空腹時血糖」の検査値を複数回取得したものを事業報告書等として、委託者は受託者へ情報提供する。
- (3) アンケートによる対象者本人の評価を取得したものを、事業報告書等として委託者は受託者へ情報提供する。
- (4) 保健師・看護師・栄養管理士が、対象者の生活習慣をヒアリングし、食事・運動に関する問題点から指導目標の設定を行い指導した記録を業報告書等として、委託者は受託者へ情報提供する。
- (5) 受託者は、令和5年11月までに指導を完了した対象者について、(1)から(4)の情報と、レセプトデータ等から、検査値推移状況・医療費の推移・人工透析への移行状況等による効果分析を行い、報告書として委託者へ提供する。
- (6) 前年度までに指導を完了した対象者がある場合、委託者は受託者へ当該対象者リスト及び(1)から(4)の情報を提供する。受託者は(1)から(4)の情報とレセプトデータ等から、検査値推移状況・医療費の推移・人工透析への移行状況等による効果分析を行い、報告書として委託者へ提供する。
- (7) 報告書の納期は令和7年3月下旬までとする。

「糖尿病性腎症重症化予防指導」の詳細

1 目的

委託者は、国民健康保険の特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の結果から糖尿病及び糖尿病腎症の重症化の予防が必要と思われる被保険者に対して保健指導を行う「糖尿病性腎症重症化予防指導業務」を、専門性を有する事業者（以下、「受託者」という。）へ委託することにより、腎不全を含む重い合併症の発症を阻止・遅延させることを目的とする。

2 委託内容

(1) 対象者の特定

委託者は、特定健診の受診者等から、100名程度の指導対象者（以下、「対象者」という。）を特定し、受託者に対象者リストを提供する。受託者は対象者への指導において以下の場合、委託者へ速やかに報告し指導の継続について指示を仰ぐ。

- ア 生活習慣を起因としていない糖尿病患者
- イ 対象者として適切でない者（腎臓移植した可能性がある者、既に国民健康保険の資格を喪失している者等）
- ウ がん、難病、精神疾患、認知症等の指導に適さない者
- エ 糖尿病透析予防指導管理料及び生活習慣病管理料の算定対象となっていない者
- オ その他特別な事情を有する場合

(2) 参加募集

受託者は、委託者から提供される対象者リストを基に対象者へ指導への参加募集を行う。募集の中で、治療中断者や未受診者であることが判明した場合は、速やかに委託者へ報告し、指導の継続について指示を仰ぐ。

- ア 委託者は「糖尿病性腎症保健指導プログラム」参加案内文書等の送付用封筒を、受託者に提供する。
- イ 受託者は対象者に送付する以下の「糖尿病性腎症保健指導プログラム」参加案内文書等を作成し、封入封かん及び宛先を記載したものを委託者に提供する。対象者への送付は委託者が行う。
 - ・糖尿病性腎症保健指導プログラム案内書
 - ・糖尿病性腎症保健指導プログラム案内リーフレット
 - ・かかりつけ医向け協力願い書（委託者受託者双方の協議の上送付）
 - ・かかりつけ医向け糖尿病性腎症保健指導指示書（委託者受託者双方の協議の上送付）
 - ・糖尿病性腎症保健指導プログラム参加同意書
 - ・個人情報の取り扱いについての説明書
 - ・その他委託者受託者双方の協議により決定した文書
- ウ 受託者は「糖尿病性腎症保健指導プログラム」参加案内文書等を送付した対象者に発送日より数日後に電話等で、「糖尿病性腎症保健指導プログラム」の詳しい内容説明及び同意を得られるよう勧奨する。
- エ 参加者は30名を上限とする。
- オ プログラム参加同意書は、委託者の作成する返信用封筒にて参加者より受託者へ提出

する。

カ 受託者は、プログラム参加同意書の提出があった参加者について、参加者ごとの担当専門職を選定し、委託者と協議の上、初回面談日を決定する。面談場所は委託者が確保する会場とする。

キ 面談日決定後、指導を開始する。

(3) 指導内容の詳細

ア 参加者一人に対し、保健師・看護師・管理栄養士等の専門職による6ヶ月程度の指導を実施する（面談2回以上上限3回、電話上限4回等）。指導の実施にあたり病期に応じた個別の支援計画を作成する。指導内容は委託者と協議の上決定することとする。

イ 参加者の身体状況・食生活・運動・メンタル等の生活習慣について初回面談時にアセスメント調査を行い回収する。

ウ 受託者は、個人別アセスメント調査結果及びかかりつけ医から提供のあった「糖尿病性腎症保健指導指示書」に基づき、個別の支援目標を立てる。

エ 個別面接は、委託者と協議の上、委託者が確保する会場にて実施する。

オ 指導については、東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラムを基に、病期に応じた保健指導を実施する。

カ 参加者の家族を巻き込んだ生活習慣を改善指導する。

キ かかりつけ医との良好な関係を築き、指導内容について報告及び相談を行うこととする。なお、かかりつけ医への報告にかかる費用は、指導にかかる費用に含まれるものとする。

ク 指導を途中で断念する参加者へのアプローチについて、手法の検討及び指導の実施を委託者と協議するとともに、指導中断者への情報提供のあり方やアプローチの方法について、分析・検討すること。

(4) 評価

指導が終了した者について、事業実施の評価を行う。

ア 事業の効果分析及び評価は、指導後に検査データを用いて、対象者の客観的な検査値の推移、対象者本人による自己管理やQOL（生活の質）に関する自己評価、指導を行った保健師・看護師・管理栄養士の指導記録により受託者が行い、事業報告書等として委託者に提供する。

イ 受託者は、指導期間中に「収縮期血圧、拡張期血圧、血清クレアチニン、eGFR、HbA1c、空腹時血糖、尿たんぱく等」の情報を指導前後に可能な限り取得し、事業報告書等として委託者に提供する。

ウ 受託者は、アンケートによる対象者本人の評価を指導の終了時に取得し、事業報告書等として委託者に提供する。

エ 受託者は、保健師・看護師・栄養管理士等が、対象者の生活習慣をヒアリングし、食事・運動に関する問題点から指導目標の設定を行い指導した結果を、中間報告と最終報告の計2回記録し、事業報告書等として委託者に提供する。

オ 受託者は、委託者に対して、進捗状況を必要に応じて報告する。

カ 評価にかかる費用は、指導にかかる費用に含まれるものとする。

(5) 指導完了者への追加指導

前年度までに指導を完了した参加者がある場合、委託者は受託者へ当該対象者リストを

提供する。受託者は電話による追加指導を1回行い、指導記録の報告資料を提出する。

(6) サポートデスク

被保険者に送付する「糖尿病性腎症保健指導プログラム」参加案内文書に電話番号を記載し、問い合わせに対応する。問い合わせ対応は、「糖尿病性腎症保健指導プログラム」参加案内文書送付日から令和7年3月31日までの土日祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。その他の休日については、委託者受託者双方の協議により決定する。サポートデスクにかかる費用は、指導にかかる費用に含まれるものとする。

3 その他

- (1) 東京都国民健康保険運営方針に基づき策定された「東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（以下、「重症化プログラム」という。）を踏まえて実施すること。「重症化プログラム」に変更があった場合は、変更後のプログラムに従うこと。
- (2) 指導実施中、受託者は対象者の状況を把握するとともに、参加者自身が健康状態を理解し、生活習慣改善のための取り組みを継続的に行えるよう阻害要因を明らかにし、適切かつわかりやすい指導助言に努めること。
- (3) 指導を実施する際は、身分証を携帯し、対象者へ必ず提示すること。
- (4) 指導を実施する際に、必要と思われる医薬品を揃え、病人が発生した場合など臨機応変な措置をとると共に、委託者へ速やかに報告すること。
- (5) 対象者からの苦情や意見等は、適宜委託者へ報告すること。
- (6) 対象者に対して医療機関および医師等の選択に影響するような発言は厳に慎むこと。
- (7) 対象者へ送付する案内や指導ツール等については、必ず事前に委託者の了解を得ること。
- (8) 実施の詳細については、あらかじめ委託者と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、必ず委託者の指示を受けて実施すること。

「重複受診者等適正受診指導」の詳細

1 目的

重複・頻回受診、重複服薬の対象者に対して指導を行い、適正受診や適正服薬を促し、医療費の適正化を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 重複受診者等適正受診指導対象者リストの作成

40歳以上の被保険者データと「精度が高いレセプト等データベースの作成」で構築したレセプト等データベースを突合及び分析し、対象者リストを作成する。対象者は300名を上限とするが、状況に応じて委託者受託者双方の協議により決定する。

(2) 案内文の作成・発送、参加勧奨

(1)のリスト作成において、対象者へ指導参加の案内文書を送付する。送付後、電話等による参加勧奨を実施し、面談日時を決定する。なお、本契約に郵送料を含むものとする。

(3) 参加者への指導内容

参加者へは、保健師や看護師等の専門職による指導を実施する。参加者は100名を上限とするが、状況に応じて委託者受託者双方の協議により決定する。

(4) 面談後の電話指導

(3)の指導後、電話による指導を実施する。

(5) 面談に至らない対象者への対応

(2)の案内文書を送付後、電話等による参加勧奨を実施したにもかかわらず、面談に至らなかった対象者について、当該対象者のレセプト等を分析し、重複・頻回受診、重複服薬が解消され、面談による指導が不要となった対象者を抽出し、随時委託者に報告するものとする。

(6) 効果分析

指導実施後、レセプトデータ分析を行い、事業評価報告を行う。なお、本分析に関する報告については、随時行うことができるものとし、報告時期及び方法は委託者と協議するものとする。

「個人情報保護に関する特記仕様書」

小金井市国民健康保険データヘルス事業業務受託業者（以下「受託者」という。）は、本委託契約による本業務を通じて記録し、取得する個人に関する情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))に定めるもののほか、本特記仕様書を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を一切他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、本業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても本業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は本業務以外の目的で持ち出し、もしくは使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受託者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5条 受託者は、本業務において委託者から引き渡された原票、資料等を委託者の許可なくして複写又は複製してはならない。

(電磁記録媒体に記録する個人情報の取扱い)

第6条 受託者は、本業務に関して電磁記録媒体に個人情報を記録する場合には、あらかじめ委託者にその旨を届出し、承諾を得て次の各号を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を電磁記録媒体で持ち出す場合は、電磁記録媒体の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

- (2) 個人情報を電磁記録媒体で保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (3) 作業場所に、私用物を利用して個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (4) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーション等をインストールしないこと。
- (5) 本業務に関して個人情報を記録した情報を電磁的方法で送信してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は除く。

(適正管理)

第7条 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、紛失、毀損及び改ざんその他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止その他の保有する個人情報の適正な管理のため、次の各号の定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠もしくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に委託者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(個人情報の取扱責任者等)

第8条 受託者は、個人情報を取り扱う取扱責任者及び従事者を特定し、あらかじめ委託者に書面により報告しなければならない。また、取扱責任者及び従事者を変更する場合は、書面により申請し、承認を得なければならない。

(作業場所の特定)

第9条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、委託者に書面により報告しなければならない。

- 2 受託者は、委託者の庁舎内に作業場所を設置する場合は、取扱責任者及び従事者に対して受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(社員教育)

第10条 受託者は、本業務に従事する者に対し、社員教育等により秘密保持のために必要な措置をとらなければならない。

(誓約書の提出)

第11条 受託者は、別紙誓約書を取扱責任者及び従事者に署名させ委託者に提出すること。

(職員の立入調査等)

第12条 委託者は、個人情報保護する必要があると認めるときは、委託者の職員を立ち合わせ、業務について調査し、又は受託者に本業務の実施状況の説明及び報告を求めることができる。その場合、受託者は、当該調査等が適正に行えるよう協力し、速やかに本業務の実施状況を説明し、及び報告しなければならない。

2 前項による調査等の結果、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して改善を指示することができる。

3 受託者は、前項に定める改善の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(個人情報の提出)

第13条 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報が記録された資料等を委託者の求めに応じて、委託者に提出しなければならない。

(委託の禁止等)

第14条 受託者は、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者が本委託業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称及び所在地、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15条 受託者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(受渡し)

第16条 受託者は、委託者受託者間の個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(提供資料等の返還及び消去又は廃棄)

第17条 受託者は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 受託者は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、本業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(苦情処理)

第18条 受託者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 受託者は、苦情を受けたときは、直ちに委託者に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故報告)

第19条 受託者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第20条 委託者は、受託者もしくは再受託者等（以下「受託者等」という。）が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は受託者等の責に帰すべき理由による個人情報の漏えいがあつ

た場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者等は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第21条 受託者等が受託者等の責に帰すべき理由により個人情報を漏えいしたときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(罰則の適用)

第22条 受託者等が、法又は番号法の規定に違反したときは、法又は番号法による罰則規定を適用するものとする。

(疑義についての協議)

第23条 本特記事項の各条項もしくは仕様書等で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき、又は本特記事項もしくは仕様書等に定めのない事項については、委託者受託者協議の上定める。